各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産花椒のアフラトキシン及びブラジル産ブラジルナッツ加工品のアフラトキシン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正:令和元年7月8日付け薬生食輸発0708第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産花椒からアフラトキシンを検出したこと、また、輸入時の自主検査において、ブラジル産ブラジルナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

## 1. 別添1の中国の項中、

[					
製品検査の	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けるこ
対象食品等					とを命ずる具体
					的理由
花椒(学名		総アフラト	別表2によること。	平成23年8月16	総アフラトキシ
: Zanthoxy		キシン(ア		日付け食安発0	ンが10μg/kgを
lum bungea		フラトキシ		816第2号「総	超えて付着又は
num) 及び		$\searrow$ B <sub>1</sub> , B <sub>2</sub> , G <sub>1</sub>		アフラトキシ	含有しているお
その加工品		及びG2の総		ンの試験法に	それがあるた
(花椒を30		和)		ついて」によ	め。
%以上含有				ること。	
するものに					
限る。)					

を追加し、

## 2. 別添1のブラジルの項中、

製品検査の	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けるこ
対象食品等					とを命ずる具体
					的理由
ブラジルナ		総アフラト	別表2によること。	平成23年8月16	総アフラトキシ
ッツ加工品		キシン(ア		日付け食安発0	ンが10μg/kgを
(ブラジル		フラトキシ		816第2号「総	超えて含有して
ナッツを30		$\searrow$ B <sub>1</sub> , B <sub>2</sub> , G <sub>1</sub>		アフラトキシ	いるおそれがあ
%以上含有		及びG2の総		ンの試験法に	るため。
するものに		和)		ついて」によ	
限る。)				ること。	

を追加する。